

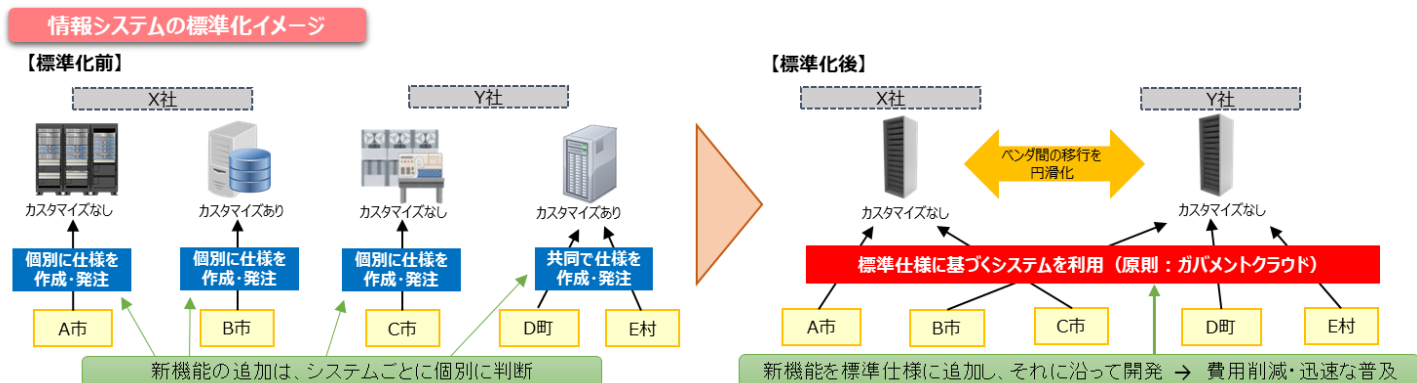
自治体情報システムの標準化・共通化に向けた環境整備

標準化・共通化の取組概要

- 自治体情報システムについて、原則、令和7年度（2025年度）末までに、標準準拠システムへの移行を目指す。

→（令和3年5月 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 制定）

- ・維持管理や制度改正対応等に係る人的・財政的負担の軽減。
- ・地域の実情に即した住民サービスの向上、新たな行政サービスの迅速な全国展開等の実現。



移行経費への財政支援の経緯

- 令和4年1月に20業務（※）を標準化対象事務と位置づけ。

※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

- 令和4年度末までに、各業務の標準仕様書が作成されるなど、事業者の標準準拠システムの開発環境を整備。
- 一方で、全国の自治体からは、**財政支援の拡充について要望等があったところ。**

令和5年度補正予算計上額 5,163億円（補正後：6,988億円）

これまでの予算額：1,825億円（うちR2第3次補正予算：1,509億円、R3第1次補正予算：317億円）※ 四捨五入の関係上、合計額が必ずしも一致しない

- 全国の地方公共団体への経費調査の結果を精査した上で、**全国の自治体が円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行**することができるよう、**所要の額を令和5年度補正予算に計上**。令和6年3月に上限額を各自治体に提示済み。